三　次に掲げる資産　無形固定資産
［イ～チ　略］
リ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）
ヌ　［略］
四　次に掲げる資産　投資その他の資産
［イ～ニ　略］
ホ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの
ヘ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの
ト　使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるものである場合に限る。）
チ・リ　［略］
五　［略］
2　（負債の内容）

第二十九条　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債
［イ～リ　略］
ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの
ル・ヲ　［略］
二　次に掲げる負債　固定負債
［イ～ニ　略］
ホ　リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの
ヘ　資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ト　［略］

（注記表の区分）

第四十九条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十一　略］
十二　リースに関する注記
［十三～十九　略］

（リースに関する注記）

第五十七条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない特定目的会社以外の特定目的会社は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項
イ　会計方針に関する情報
ロ　リース特有の取引に関する情報
ハ　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項
イ　リース特有の取引に関する情報
ロ　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

三　［同上］
［イ～チ　同上］
［号の細分を加える。］
リ　［同上］
四　［同上］
［イ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ホ・ヘ　［同上］
五　［同上］
2　（負債の内容）

第二十九条　［同上］

一　［同上］
［イ～リ　同上］
［号の細分を加える。］
ヌ・ル　［同上］
二　［同上］
［イ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
ホ　資産除去債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの
ヘ　［同上］

（注記表の区分）

第四十九条　［同上］

［一～十一　同上］
十二　リースにより使用する固定資産に関する注記
［十三～十九　同上］

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第五十七条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である特定目的会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額